

かかりつけ医をもちましょう

「かかりつけ医」とは、みなさんにとって、近くにあるなんでも相談できるかかりつけのお医者さんのことです。

そこで

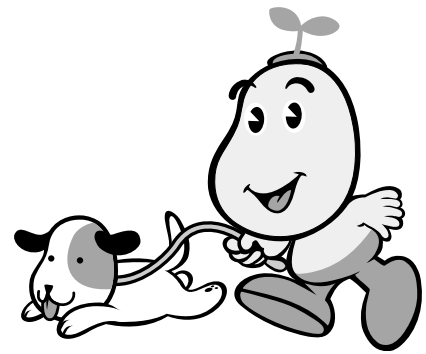
「体調が悪くなったら、まずかかりつけ医へ」と決めておくと安心です。みなさんの病歴などを把握したうえで、診察してもらえます。

もし専門的な検査や治療が必要になったときには、大きい病院や専門医を紹介してもらえます。

ポイント

上手なかかりつけ医の選び方・つきあい方

- ・近所の開業医など、すぐに受診できる場所にもちましょう。
- ・相性のいいお医者さんを選びましょう。
- ・一度決めたら、全幅の信頼をもちましょう。
- ・健康診断の結果などは報告しておきましょう。



国保マスコット 健康まもるくん

ほかにも

かかりつけ医をもつと医療費の節減につながります。

主な理由は・・・

かかりつけ医がいると、みなさんの健康管理が1か所でできるため、「はしご受診」が減って検査、処置、投薬などの重複する費用がなくなります。

気軽に相談できると、病気の早期発見、早期治療につながり、それだけ医療費も少なくて済みます。

生活習慣病などの場合、かかりつけ医から専門医にかかっても、よい段階まで達すると、またかかりつけ医に戻るのが通常となっています。このようなかかりつけ医を中心とした医療の流れは、医療費を節減する効果があります。

問合せ 保険年金課 国民健康保険税係 内線142・148

平成19年度

固定資産税の縦覧・閲覧

「縦覧」

内容 納税者のかたが所有している土地・家屋と町内の他の土地・家屋との価格比較ができる土地（家屋）価格等縦覧帳簿をご覧いただけます。

縦覧できるかた 固定資産税納税者、納税管理人及びこれらの代理人

期間 4月2日（月）～5月31日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

「閲覧」

内容 所有しているまたは賃借権等のある固定資産の課税台帳をご覧いただけます。

閲覧できるかた 固定資産税納税義務者及び賃借権等の権利を有するかた並びにこれらの代理人（賃借権等の権利を有するかたの閲覧は、権利対象資産のみで、契約書等の権利を証する書類の提示が必要です。）

期間 4月2日（月）から年間を通じて閲覧できます。納税義務者のかたの縦覧期間中の閲覧は無料ですが、それ以外の閲覧は有料となります。

縦覧・閲覧の際は、ご覧になるかたの本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。また、代理人のかたがご覧になる場合は、併せて委任状が必要となります。

縦覧・閲覧場所及び問合せ

税務課資産税係 内線121～123